

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第97号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第155号）

事件名：発達障害者支援法上の自閉症者に対する就労支援の内容が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の自閉症者に対する就労支援の内容が記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第2号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人が開示請求した文書を特定していない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の自閉症者に対する就労支援の内容が記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象行政文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援法上の自閉症者に対する就労支援が記載されている文書」とされているところ、「発達障害者支援法」とは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「支援法」という。）のことに解するのが妥当である。

また、「発達障害者支援法上の自閉症者」について、支援法において「自閉症者」という用語は使われていないものの、支援法2条1項において、「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされていることから、「発達障害者支援法上の自閉症者」は支援法上の発達障害者に包含されていると考えられる。

発達障害者に対する就労支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号。以下「一部改正法」という。）により支援法が改正され、同法10条1項及び3項に規定されたところである。処分庁が本件対象行政文書として特定した①平成28年8月1日付け障発0801第1号、職発0801第1号、雇児発0801第1号、28文科初発第609号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」、②平成28年8月1日付け職雇障発0801第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」、③平成28年8月15日付け愛労発安0815第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」は、一部改正法の施行に当たり、同法により改正された支援法の概要について、周知を図るものである。

これらの通知の中で、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法10条1項及び3項の概要が記載されている。したがって、①ないし③の通知を本件開示請求対象行政文書として特定した原処分は妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求人が開示請求した文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審議
- ④ 同年6月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書が特定されていないとして、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書の特定について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、以下の旨を説明する。

(ア) 「発達障害者支援法上の自閉症者」について、支援法において「自閉症者」という用語は使われていないものの、支援法2条1項において、「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされていることから、「発達障害者支援法上の自閉症者」は支援法上の発達障害者に包含されていると考えられる。

(イ) 発達障害者に対する就労支援については、一部改正法により支援法が改正され、同法10条1項及び3項に規定されたところである。

(ウ) 処分庁が本件対象文書として特定した別紙1に掲げる文書は、一部改正法の施行に当たり、同法により改正された支援法の概要について、周知を図るものである。

(エ) これらの通知の中で、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法10条1項及び3項の概要が記載されている。

(オ) したがって、別紙1に掲げる文書を本件対象文書として特定した原処分は妥当である。

イ 当審査会において、支援法を確認したところ、同法10条1項において、「国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の

雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第27条第1項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。」と規定されている。

ウ また、当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には、いずれも、「発達障害者の就労の支援関係（第10条第1項及び第3項）」又は「就労の支援に関する改正について（第10条第1項及び第3項）」と題して、改正法の概要について、以下のとおり記載されている。

「（1）就労の支援について、これまでも国が様々な取組を進めてきたことを踏まえ、その全体に現行の都道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことを規定するものとしたこと。（2）事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとしたこと。」

エ 上記ア（ア）の「発達障害者支援法上の自閉症者」は支援法上の発達障害者に包含されていると考えられるとする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、上記イの支援法10条1項の規定及び上記ウの本件対象文書の記載内容を踏まえると、本件対象文書は、審査請求人の求める「発達障害者支援法上の自閉症者に対する就労支援の内容が記載されている文書」に該当すると認められる。

（2）本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものについて

ア 本件請求文書が求める範囲については、開示請求書の記載から、本件対象文書である改正法の概要に係る通知文書にとどまらず、発達障害者に対する具体的な就労支援の内容が記載された文書を含むものと解するのが相当であるので、この点について、以下、検討する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）愛知労働局が行っている発達障害者に対する就労支援としては、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して総合的な支援を行う事業である「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」（以下「就職プログラム」とい

う。)が挙げられる。

具体的には、就職プログラムの円滑な実施と支援実施体制の整備のために、愛知労働局は、(i)発達障害に係る関係機関の連携を強化するために、発達障害者等就労支援連絡協議会を設置する、(ii)ハローワークの職員や就職支援ナビゲーターによる発達障害者等の支援に対して、専門助言等を行う発達障害者専門指導監を委嘱する、といった取組を行っている。

(イ) 就職プログラムは、平成19年4月1日から実施しており、実施に当たり、別紙2に掲げる同プログラムの実施運営要領が厚生労働省から示されており、同実施運営要領は、現在に至るまで、愛知労働局の職員が組織的に用いるものとして、同労働局が保有している。

(3) 上記(2)イを踏まえると、愛知労働局において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当するものとして、少なくとも、別紙2に掲げる文書を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

- ・ 愛労発安0815第1号の平成28年8月15日付け「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」（当局長通知）
- ・ 職雇障発0801第1号の平成28年8月1日付け「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」（本省通知）
- ・ 障発0801第1号，職発0801第1号，雇児発0801第1号，28文科初第609号の平成28年8月1日付け「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」（本省及びその他の省連名通知）

## 別紙 2

### 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム実施運営要領

- ・ 本文
- ・ (別紙 1 - 1) 就職支援プラン (様式例)
- ・ (別紙 1 - 2) 就職支援プラン (記入例)
- ・ (別紙 2) 発達障害者等就労支援連絡協議会設置要領
- ・ (別紙 3) 発達障害者専門指導監委嘱要領
- ・ (別紙 4) 就職支援ナビゲーター (発達障害者等支援分) 設置要領